さかど 商工だより

No.47
発行・編集　坂戸市商工会事務局
発 行 日　令和5年11月15日
発 行 所　坂戸市商工会
坂戸市薬師町 31-3
TEL 049-282-1331　FAX 049-282-1302
E メール ：info@sakado.or.jp

第２０回さかど産業まつりを開催！！

いきいき産業、心ふれあうまち　魅力満載　わがまち「さかど」

１１月５日（日）坂戸市文化会館「ふれあ」にて、５年ぶりとなる「第２０回さかど産業まつり」を開催しました。

今年は、開催日数と坂戸市民総合運動公園駐車場から会場を変更し、ステージイベントや出店ブースなど初めての試みとなりましたが、天候にも恵まれ、約５，０００人の方にご来場頂きました。

商工会員による出店（飲食・販売・展示・ＰＲコーナー）が３２ブース、ちびっ子たちによるダンスやバトン、フラダンス、お囃子、よさこい踊り等、８団体が参加され、１階多目的室では、バルーンアーティスト RIN さんによるバルーンアート教室が行われました。どこも大変好評で賑わっておりました。

開会式では房野商工会長のあいさつ、石川市長はじめ多くのご来賓の方々に祝辞で華を飾って頂きました。

駐車場と駐輪場は埋まり、歩きで来られた方も多く見受けられ、大盛況に終わることができました。

地元の良い店再発見！

さかど街バル を開催します。



坂戸市内のお店で期間限定のお得なチケットが使える「さかど街バル」を下記の期間開催します。

〈バルメニュー期間〉参加店数　４０店
１１月１８日（土）～１１月２６日（日）
〈あとバル期間〉　参加店数　３２店
１１月２７日（月）～１２月３日（日）

「新規顧客獲得」「お客さまへの店舗ＰＲ」等事業参加目的は様々だと思いますが、ぜひこれらの事業をご活用ください！

商工会会報は、**６・９・１１・２月　の年４回発行**です。
掲載されていない事業の詳細は、随時 Facebook・ホームページに掲載致しますのでご確認下さい。
ホームページ：http://www.sakado.or.jp
Facebook：http://www.facebook.com/sakadoshisyoukoukai/

新しい会員さんを紹介します！

1570 事業所
（令和5年10月31日現在）

事業所	住所	業種	事業所	住所	業種
LOA LANDSCAPE STUDIO		造園・建設業	㈱雅堂	坂戸市末広町 9-25	カビ取り、防カビ施工、カビ取り剤の製造・販売、ハウス・エアコンクリーニング
フォー ヒエン レストラン	坂戸市伊豆の山町 21-39	ベトナム料理	㈱liane	坂戸市薬師町 11-1 ロイヤルつかさ 102	訪問看護
Gravis Planner	坂戸市元町 19-4	非常用発電機設備設置	studio adamas	坂戸市西坂戸 2-12-34 ガーベラ 102	トリミング（犬の美容）
移動販売 おいちゃん号	坂戸市石井 2705-3	移動スーパー			

会費納入のご案内

１１月１３日(月)は商工会費下期分の口座振替日でした。万が一引落出来なかった場合、**２８日(火)**に再引落を致します。口座振替をご利用されていない方は、**１１月３０日(木)**までにお振込いただくか、窓口までご持参いただきますようお願い致します。
お振込の場合、振込手数料は会員様のご負担となりますので、口座振替にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

【口座振替日】　下期　１１/１３　【再振替日】　１１/２８
【口座振替以外】　下期　１１/３０

主な行事予定

令和５年１１月１５日（水）【よろず相談会】
時間：　９：００～１７：００　場所：商工会会議室
１１月２８日（火）【初めての消費税申告セミナー】
時間：１０：００～１２：００／１４：００～１６：００　場所：商工会会議室
１１月３０日（木）【女性部講習会】
時間：１４：３０～１６：３０　場所：商工会会議室
１２月　４日（月）【一日公庫】
時間：１０：００～１６：００　場所：商工会会議室
１２月　６日（水）【事業承継等相談会】
時間：９：００～１６：００　場所：商工会会議室
１２月１２日（火）【スマホ初心者向けセミナー】
時間：１４：００～１６：００　場所：商工会会議室
１２月１９日（火）【BtoC 向けインスタグラム集客のいろはセミナー】
時間：１４：００～１６：００　場所：商工会会議室
１２月２０日（水）【よろず相談会】
時間：９：００～１７：００　場所：商工会会議室
１２月２８日（木）【仕事納め】

「一日公庫」のご案内

JFC 日本政策金融公庫

日本公庫の融資担当者をお招きし、融資や事業に関する相談会を実施いたします。



日　時：令和５年１２月４日（月）
１０時～１６時
会　場：坂戸市商工会会議室

※予約者優先となります。ご参加希望の方は同封の案内をご覧いただき、ご予約いただきますようお願い致します。

定期健康診断のご案内



生活習慣病予防健診

【申込期間】　令和６年１月６日（土）・１０日（水）・１１日（木）・１６日（火）
【受付時間】　１月６日のみ　９時～１１時／１４時～１６時
１月１０日以降　１４時～１６時
【受付場所】　坂戸市商工会２階会議室
【健診日】　令和６年１月２０日（土）・２２日（月）～２６日（金）・３１日（水）
２月１日（木）・２日（金）※１月２０日（土）は男性のみ
【その他】　詳細は後日郵送いたします。

年末調整相談会のお知らせ

従業員及び専従者に給与を支払っている方の、源泉所得税の納付期限は、
令和６年1月22日(月)までとなっております。
　納付額のない方も「給与所得の所得税徴収高計算書」の提出が必要です。計算方法や納付書の書き方等について、下記日程でご相談に応じさせて頂きます。

1. 日　時　　令和6年1月9日(火)、12日(金)、15日(月)
　　９時～12時・1時～3時
2. 場　所　　坂戸市商工会2階会議室
3. 持参して頂く物
　①税務署より郵送された書類一式　※必ずご持参ください。
　②給与台帳または一人別源泉徴収簿　③電卓・筆記用具
　④令和5年１月～令和５年６月の源泉税納付領収書
　⑤扶養者の名前・生年月日
　⑥国民年金・地震保険料・生命保険料等控除証明書
　⑦令和5年分納付済健康保険料の確認できるもの
　⑧マイナンバー(給与支払者・給与受給者・扶養者全員)
　⑨源泉税納付書(未使用)
　⑩各市町村指定総括表(届いている場合のみ)



予約優先制！

－令和5年分確定申告について－

（商工会・青色申告部会から申告書を提出されている皆様へ）

令和５年分の申告書は、申告書に代えて
「確定申告のお知らせ」のハガキが送付されます。
申告書類は商工会に予備がございますので、必要な方はどうぞご利用ください。
令和６年１月中旬以降お渡しできます。
※予備に限りがございますのでご希望の方はお早めにご来会ください。



ＤＸ関連のセミナー・相談会のご案内

【スマホ初心者向けセミナー
～日常生活を快適にする Instagram の活用と Google マップの体験会実施！～】
日　時：令和５年１２月１２日（火）
　　１４：００～１６：００
会　場：坂戸市商工会
定　員：１５名

【BtoC 向けインスタグラム集客のいろは】
日　時：令和５年１２月１９日（火）
　　１４：００～１６：００
会　場：坂戸市商工会
定　員：２０名

詳細は別添リーフレットをご覧ください。

新春賀詞交歓会のご案内

新年の会員みなさまの顔合わせや名刺交換の場を設けさせていただきました。
後日、ご案内を郵送致しますので、みなさま奮ってご参加ください。

日　時：令和６年１月２６日（金）
　　午後５時００分
今年度は講演会を行わず、賀詞交歓会のみの開催となります。
場　所：坂戸市文化施設オルモ（２階ギャラリー）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合もございます。

ビジネスマナー研修会のご案内

毎年、ご好評いただいております「ビジネスマナー研修会」を来年度も下記のとおり実施予定です。
■日　時　令和６年４月上旬　１日研修
■場　所　坂戸市商工会 会議室
■内　容　①ビジネスマナー（言葉遣い、電話対応、名刺交換等）
　②社会人としての心構え
　③報告・連絡・相談の方法・手段など
　※講師によっては内容を変更させていただく場合もございます。

詳しくは、後日開催通知をお送り致しますのでそちらをご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合もございます。



青年部

１０月２９日に入西交流センター文化祭に商工会青年部として参加いたしました。
　当日は天候にも恵まれ、会場内は多くの来場者で賑わいました。青年部の綿菓子は相変わらず大人気で、呼び込みの声に交じって大きな綿菓子にはしゃぐ子供たちの声が響いていました。
　本年は産業まつり、入西小１５０周年祭とイベント目白押しです。



女性部

日帰り県外視察研修に行ってきました！

　秋晴れの中、９月１４日女性部では新潟県へ視察研修に訪れました。
　清津峡をはじめ、伝統の友禅染体験を行い和気あいあい笑顔で親睦を深め帰ってくることができました。





小川部長
表彰おめでとうございます

女性部長である小川部長が、長年の女性部活動に対する功績をたたえ埼玉県商工会女性部連合会五十周年を記念し、埼玉県商工会連合会会長表彰を受賞されました！

労災保険一人親方の事務委託をお受けいたします。

一人親方や企業の役員等の労働者は労働者を保護する**労災保険の対象外**となるため、
建設現場での労働災害についての補償がありません。
そのため仕事中にケガに遭ったら「元請けの保険を使う」と思われる方もいるかもしれませんが、元請けの保険も使えないのです。

□会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
□特定の会社に所属しているが、その会社と請負で仕事を行っている。
□グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
□見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。

上記に当てはまる方は「一人親方」の対象になる場合があります。
ぜひ一度商工会までご相談ください！！

